



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 有害図書等の指定（青少年・児童家庭課） ..... 1
- 救急病院の告示（医務・国保課） ..... 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） ..... 3
- 事業の認定（用地課） ..... 4
- 都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課） ..... 5

### 公 告

- 沖縄県庁舎清掃等委託契約に係る一般競争入札参加資格の公示（管財課） ..... 5
- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） ..... 6
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（商工振興課） ..... 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） ..... 8
- 都市計画の変更の案の縦覧・4件（都市計画・モノレール課） ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 9
- 一般競争入札の入札日時等の変更の公告（県立総合教育センター） ..... 9

### 公安委員会事項

- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 ..... 9

### 正 誤

- 平成18年10月24日付け公報定期第3500号中訂正 ..... 10

## 告 示

### 沖縄県告示第746号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

#### 1 指定する図書等の種類、名称等

| 種 類 | 雑誌コード    | 名 称                      | 号 別      | 発 行 所 名     |
|-----|----------|--------------------------|----------|-------------|
| 雑 誌 | 09657-11 | 恋愛熱情ラブパッション              | 11月号     | 株式会社一水社     |
| 雑 誌 | 17655-10 | ビデオメイトDX                 | 10月号     | 株式会社コアマガジン  |
| 雑 誌 | 01852-10 | URECC010/20増刊GON! EX 俺の旅 | 10月20日増刊 | ミリオン出版株式会社  |
| 雑 誌 | 03299-6  | 絶対!!美少女主義Cream [月刊クリーム]  | 10月号     | ワイレア出版株式会社  |
| 雑 誌 | 01864-10 | 2006ウインドウズROM! DVDヤッターネ! | 10月号別冊   | 株式会社MCプレス   |
| 雑 誌 | 07483-10 | パソコンパラダイス Vol.173        | 10月号     | 株式会社メディアックス |

|     |          |                        |        |                 |
|-----|----------|------------------------|--------|-----------------|
| 雑 誌 | 03843-10 | コミック June              | 10月号   | 株式会社マガジン・マガジン   |
| 雑 誌 | 19626-10 | 恋愛白書パステル 読者体験<br>ホスト伝説 | 10月号増刊 | 株式会社宙出版         |
| 雑 誌 | 53814-27 | なんてったってアイドル！！          |        | 株式会社ワニマガジン社     |
| 雑 誌 | 51553-65 | 萌え萌え莓                  |        | 有限会社ユース社        |
| 雑 誌 |          | ミルクキッズ                 |        | 株式会社モエールパブリッシング |
| 雑 誌 |          | 美少女同人誌徹底攻略             | 2005夏  | 株式会社モエールパブリッシング |

- 2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

#### 沖縄県告示第747号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。  
平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

| 病院の名称          | 病院の所在地          | 病院の開設者  | 救急病院認定日    | 認定有効期限     |
|----------------|-----------------|---------|------------|------------|
| 医療法人緑水会宜野湾記念病院 | 宜野湾市宜野湾三丁目3番13号 | 医療法人緑水会 | 平成18年10月3日 | 平成21年10月2日 |

#### 沖縄県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市北波平土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

#### 1 就任

| 理事、監事の別 | 氏 名  | 住 所            |
|---------|------|----------------|
| 理事      | 大城清保 | 糸満市字北波平31番地    |
| 理事      | 大城正幸 | 糸満市字北波平327番地の1 |
| 理事      | 長嶺茂  | 糸満市字武富37番地     |
| 理事      | 上原清昭 | 糸満市字武富255番地の2  |
| 理事      | 杉本進孝 | 糸満市字賀数22番地     |
| 理事      | 大城勝雄 | 糸満市字賀数438番地の8  |
| 理事      | 大城正則 | 豊見城市字保栄茂30番地   |
| 理事      | 當銘功  | 豊見城市字保栄茂60番地   |
| 理事      | 仲座亀吉 | 八重瀬町字小城36番地    |
| 理事      | 神谷清  | 八重瀬町字小城119番地   |
| 監事      | 大城忠市 | 糸満市字北波平482番地   |
| 監事      | 長嶺秀一 | 糸満市字武富14番地     |
| 監事      | 金城繁  | 八重瀬町字小城83番地    |

任期 平成18年8月17日から平成20年8月16日まで

#### 2 退任

| 理事、監事の別 | 氏 名  | 住 所            |
|---------|------|----------------|
| 理事      | 大城清保 | 糸満市字北波平31番地    |
| 理事      | 大城正幸 | 糸満市字北波平327番地の1 |
| 理事      | 長嶺茂  | 糸満市字武富37番地     |
| 理事      | 上原清昭 | 糸満市字武富255番地の2  |
| 理事      | 大城勝雄 | 糸満市字賀数438番地の3  |

|    |      |              |
|----|------|--------------|
| 理事 | 大城正則 | 豊見城市字保栄茂30番地 |
| 理事 | 當銘功  | 豊見城市字保栄茂60番地 |
| 理事 | 仲座亀吉 | 八重瀬町字小城36番地  |
| 理事 | 神谷清  | 八重瀬町字小城119番地 |
| 監事 | 大城忠市 | 糸満市字北波平482番地 |
| 監事 | 長嶺秀一 | 糸満市字武富14番地   |
| 監事 | 金城繁  | 八重瀬町字小城83番地  |

### 沖縄県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市真栄平土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

#### 1 就任

| 理事、監事の別 | 氏 名   | 住 所                |
|---------|-------|--------------------|
| 理事      | 金城栄保  | 糸満市字真栄平221番地       |
| 理事      | 金城進一  | 糸満市字真栄平7番地         |
| 理事      | 金城善吉  | 糸満市字真栄平50番地        |
| 理事      | 安里一夫  | 糸満市字真栄平80番地        |
| 理事      | 大城清久  | 糸満市字真栄平146番地       |
| 理事      | 大城藤六  | 糸満市字阿波根1357番地の1    |
| 理事      | 名護東一郎 | うるま市字西原480番地の20    |
| 理事      | 喜納悟   | 糸満市字真栄平202番地       |
| 監事      | 金城久雄  | 糸満市字真栄平139番地       |
| 監事      | 仲吉勝弘  | 糸満市字真栄平152番地       |
| 監事      | 安里正明  | 糸満市字兼城581番地の1-507号 |

任期 平成18年9月28日から平成22年9月27日まで

#### 2 退任

| 理事、監事の別 | 氏 名   | 住 所             |
|---------|-------|-----------------|
| 理事      | 金城栄保  | 糸満市字真栄平221番地    |
| 理事      | 金城進一  | 糸満市字真栄平7番地      |
| 理事      | 金城善吉  | 糸満市字真栄平50番地     |
| 理事      | 安里一夫  | 糸満市字真栄平80番地     |
| 理事      | 大城清久  | 糸満市字真栄平146番地    |
| 理事      | 大城藤六  | 糸満市字阿波根1357番地の1 |
| 理事      | 名護東一郎 | うるま市字西原480番地の20 |
| 理事      | 喜納悟   | 糸満市字真栄平202番地    |
| 監事      | 宮里由多加 | 糸満市字武富608番地の9   |
| 監事      | 仲吉勝弘  | 糸満市字真栄平152番地    |
| 監事      | 大城勝也  | 浦添市屋富祖359番地     |

### 沖縄県告示第750号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

#### 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江前サチヤマ原1176番2から1176番4まで

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

#### 沖縄県告示第751号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 起業者の名称 恩納村
- 2 事業の種類 真栄田岬周辺活性化施設整備事業
- 3 起業地

- (1) 取用の部分 沖縄県国頭郡恩納村字真栄田駒谷原及びナガリ原地内
- (2) 使用の部分 なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

真栄田岬周辺活性化施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である恩納村が事業主体となって、同村字真栄田駒谷原及びナガリ原地内に駐車場、管理棟及び芝広場（以下「活性化施設」という。）を整備するものであり、法第3条第32号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると認められる。

##### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、平成18年度沖縄北部特別振興対策事業費補助金交付要綱に基づき採択された事業であり、活性化施設の完成後は、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定し、指定管理者に管理を行わせる予定である。

また、本件事業に必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられていることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

##### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

###### ア 事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、恩納村の地域活性化及び観光産業振興の一環として、活性化施設を整備するものである。

真栄田岬は、近年、全国的に知名度が上がり、ダイビング等の利用者が年々増加する一方で、本岬に至る農道において利用者による迷惑駐車及びゴミの散乱が目立つ状況にあり、地域住民から強い改善要望がある。

本件事業により活性化施設の整備を行うことで、上記の問題を解決するとともに、自然景観の美しい岬の形成が図られる。さらに、管理棟を整備し、指定管理者を置くことにより、本岬の環境保全に向けた管理を行い、もって利用者のマナー改善にも寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいものと認められる。

###### イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業の施行によって、動植物の生息地が一部消失するが、工事着手前に付近へ移動及び移植する等の保全措置を実施することから、失われる利益は軽微であると考えられる。

###### ウ 比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると認められる。

##### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

###### ア 事業を早期に施行する必要性

本岬周辺は、前述のとおり、利用者による迷惑駐車及びゴミの散乱による環境の悪化が問題となっていることから、本件事業の施行について付近住民及び利用者から強い要望があり、事業を早期に施行する必要があると認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

## (5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているので、事業の認定を行うものである。

## 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 恩納村役場企画課

## 沖縄県告示第752号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 名称 平和祈念公園
- 2 位置 糸満市字摩文仁
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 平成18年11月7日

---

**公 告**

---

平成19年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり当該調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 調達をする特定役務の種類 沖縄県庁舎清掃等
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
  - (1) 清掃業務に係る委託契約の一般競争入札に参加する者の資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
    - ア 営業実績が平成18年11月1日現在において5年以上であること。
    - イ 法人にあっては、資本金が500万円以上であること。
    - ウ 清掃業務に従事する従業員が50名以上であること。
    - エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条に定める基準と同等の機械器具及び資格者を有すること。
    - オ 従業員に対する制服貸与等の制度があること。
  - (2) 清掃業務と併せて契約する業務に係る委託契約の一般競争入札に参加する者の資格 (1)に定める要件を満たし、かつ、次に掲げる業務ごとにそれぞれに掲げる要件を満たす者とする。
    - ア 空気環境測定業務 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条に定める基準と同等の機械器具及び資格者を有すること。
    - イ 飲料水の水質検査業務 残留塩素測定機及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条に定める研修を修了した者を有すること。
    - ウ 飲料水貯水槽清掃業務 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条に定める基準と同等の機械器具及び資格者を有すること。
    - エ ねずみ・こん虫等防除業務 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条に定め

る基準と同等の機械器具及び資格者を有すること。

オ 環境衛生管理業務 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条に定める建築物環境衛生管理技術者を選任できること。

3 一般競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

(2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの

ア 契約の履行に当たり、故意に品質又は数量に関して不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

4 申請の方法 一般競争入札参加資格者登録申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

5 申請書の配布及び受付場所 沖縄県総務部管財課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（電話番号 098-866-2106）

6 申請書類の受付期間 平成18年11月10日から同月30日までとする。

7 その他 申請書等の記載に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査結果の通知 申請者には、文書で通知する。

9 資格の有効期間及び更新手続

(1) 資格の有効期間 資格を取得した日から平成20年12月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続 (1)の有効期間の更新を希望する者は、沖縄県庁舎清掃等委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成8年沖縄県告示第130号）第4条第1項に規定する申請書を平成20年11月10日から同月30日までに提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成18年11月7日から平成19年3月7日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び中城村建設経済課において縦覧に供する。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

1 届出年月日 平成18年9月22日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー中城シティ 中城村字南上原796番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠 ほか未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成19年5月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,645平方メートル

(6) 駐車場の収容台数 200台

(7) 駐輪場の収容台数 23台

(8) 荷さばき施設の面積 232平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 54立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 9時、閉店時刻 24時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から翌日の0時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数 入口2カ所、出口2カ所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から21時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成18年11月7日から平成19年3月7日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び豊見城市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド豊見城店 豊見城市字豊崎1番地の868
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社アスカコーポレーション 那覇市泉崎1丁目4番16号 代表取締役 宮里卓
- 3 届出年月日 平成18年9月29日
- 4 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 (仮称)ヤマダ電機テックランド豊見城店 豊見城市字豊崎1番204

変更後 ヤマダ電機テックランド豊見城店 豊見城市字豊崎1番地の868

- 5 変更の年月日 平成17年10月14日

- 6 意見書の提出方法及び期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成18年11月7日から平成19年3月7日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び豊見城市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド豊見城店 豊見城市字豊崎1番地の868
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社アスカコーポレーション 那覇市泉崎1丁目4番16号 代表取締役 宮里卓
- 3 届出年月日 平成18年9月29日
- 4 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 22時

変更後 23時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 9時30分から22時30分まで

変更後 9時30分から23時30分まで

- 5 変更する年月日 平成18年9月30日

- 6 意見書の提出方法及び期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県

観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 プラザハウスショッピングセンター 沖縄市久保田三丁目1番12号
- 2 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 3 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 4 縦覧期間 平成18年11月7日から同年12月7日まで
- 5 縦覧場所 沖縄県観光商工部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・2・16号翁長上原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 西原町字翁長坂田升及び運堂原、字棚原前原及び白河並びに字上原運堂、大田及び上原
- 3 縦覧期間 平成18年11月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び西原町都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 豊見城市字真玉橋西原並びに字根差部後原及び西原
- 3 縦覧期間 平成18年11月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び豊見城市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市港町1丁目
- 3 縦覧期間 平成18年11月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 都市計画の名称 3・4・石1号白浜1号線、3・4・石4号前原1号線、3・4・石5号山城線、3・4・石8号角石伊波線、3・4・石9号石川海岸通り線及び3・4・石11号銀座通り線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 なし
- 3 縦覧期間 平成18年11月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及びうるま市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年11月7日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成16年12月17日 沖縄県指令土第1815号、平成17年4月28日 沖縄県指令土第515号（変更）、平成18年9月13日 沖縄県指令土第903号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根388番地6ほか13筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平780番地の5 プリオール花城401号 八幡豊秀、糸満市字兼城466番地 山川マンション308号 大城春江、糸満市字阿波根390番地 稲福豊、糸満市字阿波根389番地の5 佐藤晃、糸満市字阿波根389番地の10 玉城文江、糸満市西崎町二丁目5番1-206号 県営西崎団地 玉城三津夫、糸満市字糸満2257番地の8 宮城辰哉、沖縄市照屋三丁目17番18号 ハウストマト202 糸数香織、糸満市字阿波根388番地の7 大城満正、糸満市字阿波根389番地の1 大城久徳
- 5 検査済証番号 平成18年10月12日 第2487号
- 6 工事完了年月日 平成18年9月20日

平成18年10月24日付け沖縄県公報第3500号で公告した特定調達契約に係る一般競争入札については、入札及び開札の実施の日時並びに郵送により入札する場合の入札書の提出期限を変更したので、次のとおり公告する。

平成18年11月7日

沖縄県立総合教育センター所長 又 吉 孝 一

- 1 変更後の入札等の日時等
  - (1) 入札及び開札の日時 平成18年11月27日（月曜日）午前10時30分
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限 平成18年11月24日（金曜日）午後5時
- 2 SUMMARY
  - (1) DATE FOR BIDS  
10:30 a.m. NOVEMBER 27, 2006
  - (2) DEADLINE OF APPLICATION FORM ON BIDS BY MAIL  
5:00 p.m. NOVEMBER 24, 2006

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第146号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公

安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成18年11月7日

沖縄県公安委員会

| 遊技機の種類 | 型 式 名                  | 型式試験番号   | 製 造 業 者                        | 検定番号   |
|--------|------------------------|----------|--------------------------------|--------|
| ぱちんこ   | CRA島耕作N-T              | 6P089000 | 愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地 株式会社ニューギン | 6P0890 |
| ぱちんこ   | CRゴジラ3S-T              | 6P085300 | 愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地 株式会社ニューギン | 6P0853 |
| ぱちんこ   | CRゴジラ3S-T<br>バトル       | 6P086700 | 愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目56番地 株式会社ニューギン | 6P0867 |
| ぱちんこ   | CR清流物語MTA              | 6P068600 | 愛知県名古屋市中村区今池3丁目9番21号 株式会社三洋物産  | 6P0686 |
| ぱちんこ   | CR清流物語MTC              | 6P066200 | 愛知県名古屋市中村区今池3丁目9番21号 株式会社三洋物産  | 6P0662 |
| ぱちんこ   | CR・燃える闘魂ア<br>ントニオ猪木TF5 | 6P090000 | 群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和    | 6P0900 |
| 回胴     | ミカワ                    | 6S088100 | 神奈川県厚木市中町2丁目7番10号 株式会社オーイズミ    | 6S0881 |
| 回胴     | ガロウデンセツDX              | 6S090800 | 大阪府吹田市豊津町14番12号 株式会社SNKプレイモア   | 6S0908 |
| 回胴     | ザキングオブファイ<br>ターズ2XX    | 6S078700 | 大阪府吹田市豊津町14番12号 株式会社SNKプレイモア   | 6S0787 |

## 正 誤

平成18年10月24日付け公報定期第3500号掲載の「字の区域の変更（沖縄県告示第722号）」中次のとおり誤り。

| ページ | 行    | 誤  | 正      |
|-----|------|----|--------|
| 8   | 下から7 | 字浜 | 字伊地田平原 |

|   |  |
|---|--|
| 発行所<br>沖縄県総務部<br>総務私学課<br>電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 尚生堂<br>〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号<br>販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503<br>那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F<br>購読料 1部1箇月1,800円 |
|---|--|